

## 対策の基本と目標の達成状況

### 1 「神奈川力構想」と「神奈川県環境基本計画」

本県におけるダイオキシン対策は、平成16年に策定した新たな総合計画である「神奈川力構想」において、「ダイオキシン類や環境ホルモンによる汚染対策を進めることにより化学物質などによる環境影響を低減する。」という目標として位置付けられています。

また、平成17年10月に全面的な改定を行った「神奈川県環境基本計画」においても、ダイオキシン対策は、平成17年度から19年度までの3年間に取り組むプロジェクトの一つである「化学物質による環境影響の低減」中の事業に位置付けられています。

#### ■神奈川県環境基本計画における「ダイオキシン対策の推進」事業の概要

- 1 ダイオキシン法に基づき、特定施設の設置者に対する規制と自主測定の指導等を行います。
- 2 ダイオキシン法に基づき、県内の大気、公共用水域、土壌等について環境汚染の実態を把握し、環境基準の適合状況の確認等を行います。
- 3 過去の常時監視等においてダイオキシン類濃度が環境基準を超えた地域等について、追跡調査を実施し、環境汚染の実態を把握します。
- 4 県内に流通している食品から県民が摂取するダイオキシン類の量を調査します。
- 5 県内の浄水場の原水及び浄水を対象にダイオキシン類濃度を調査します。

### 2 環境基準の達成状況

平成16年度までに実施したダイオキシン法に基づく県内の大気、水質、底質及び土壌の常時監視及び環境実態調査において環境基準を超過したのは、平成14年度の地下水1地点のみでした。(⇨10～11ページ)  
また、これらの調査結果を見ると、大気及び水質中のダイオキシン類濃度は年々減少していることがわかります。(⇨12、14ページ)

また、平成12年度に実施した河川の緊急調査において環境基準を超過した河川については、原因究明や汚染原因者の指導を行うとともに、重点的に継続監視を実施しています。(⇨26ページ)

### 3 削減目標の達成状況

国の報告書(「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)」(平成17年11月環境省)によれば、ダイオキシン類の排出量は年々減少しており、平成16年の1年間では、全国で約341～363g-TEQのダイオキシン類(Co-PCBを含む。)が排出されたと推計されています。特に、廃棄物処理法に基づく届出や許可が必要な規模の一般廃棄物焼却施設及び産業廃棄物焼却施設からの大気への排出量は激減し、排出量全体に占める割合も平成14年までは全体の5割を超えていましたが、平成16年は約36%となっています。一方、小型焼却炉等(焼却能力が1時間当たり200kg未満の廃棄物焼却炉及びし尿処理施設等の汚泥焼却炉)の全体に占める割合は約27%、産業系施設(製鋼用電気炉等)は約37%と推計されています。また、排出されたダイオキシン類のほとんどが大気中へと排出され、水域への排出量は全体の0.6%と推計されています。(⇨1ページ図1)

#### ■国におけるダイオキシン類削減目標

国では、ダイオキシン類の排出量の削減目標を、「ダイオキシン対策基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)では「今後4年以内に全国のダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べ約9割削減する」と、ダイオキシン法第33条第1項の規定に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画(以下「削減計画」といいます。)」では「平成14年度末のダイオキシン類の削減目標量を843～891g-TEQ(平成9年の推計排出量に比して88.2～88.5%減)とする」と定めており、この目標は平成15年の推計排出量で達成されました(図5)。しかし、平成16年11月の中央環境審議会において、ダイオキシン類は長期的にリスク管理をしていくことが必要であるとの提言がなされたことなどを踏まえて、平成17年6月に削減計画を変更し、新たに「平成22年において、平成15年の推計排出量に比して15%減の315～343g-TEQとする」という削減目標を設定しています。

本県でも、ダイオキシン法に基づく自主測定結果を基に（【推計方法】参照）、全県におけるダイオキシン類の環境中への排出量を次のとおり推計しました（表1、図4）。推計排出量は年々減少しており、平成16年度は排出量の推計を始めた平成9年と比較して97.5%減少しています。今後も、可能な限り排出量の削減を目指していきます。

表1 神奈川県ダイオキシン類推計排出量

（単位：g-TEQ）

大気への排出	平成9年	平成12年	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一般廃棄物焼却施設	281.8 <sup>*3</sup>	30.7 (▽89.1%)	16.2 (▽94.3%)	9.4 (▽96.7%)	2.3 (▽99.2%)	2.7 (▽99.0%)
産業廃棄物焼却施設	74.6	18.5 (▽75.2%)	16.6 (▽77.7%)	6.3 (▽91.6%)	3.0 (▽96.0%)	2.9 (▽96.1%)
小型焼却炉	—	—	3.0	2.2	0.8	0.5
産業系施設	—	—	1.7	9.4	7.0	2.6
水への排出	—	—	0.2	0.09	0.07	0.09
合計量	356.4	49.2 (▽86.2%)	37.7 (▽89.4%)	27.3 (▽92.3%)	13.1 (▽96.3%)	8.8 (▽97.5%)

注) ( ) 内は平成9年と比較した減少率

### 【推計方法】

- 平成9年及び12年は、排ガス量原単位<sup>\*4</sup>を用いて推計しました。なお、小型焼却炉、産業系施設及び水への排出量は、自主測定結果が限られていたため推計していません。
- 平成13～16年度は、事業者から報告された自主測定結果と県や市が実施した検査結果をもとに算出しました。
- 自主測定が未報告の施設の排出量は、「ダイオキシン類排出量の目録」の施設規模区別の平均年間排出量を用いて推計しました。
- 年度途中で廃止された施設の排出量は、「ダイオキシン類排出量の目録」に従い年間6ヶ月稼働と見なし推計しました。

図4 神奈川県ダイオキシン類排出量の推移

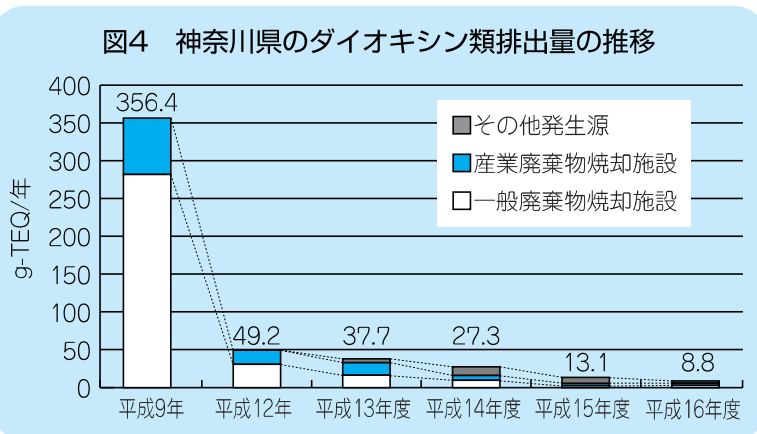
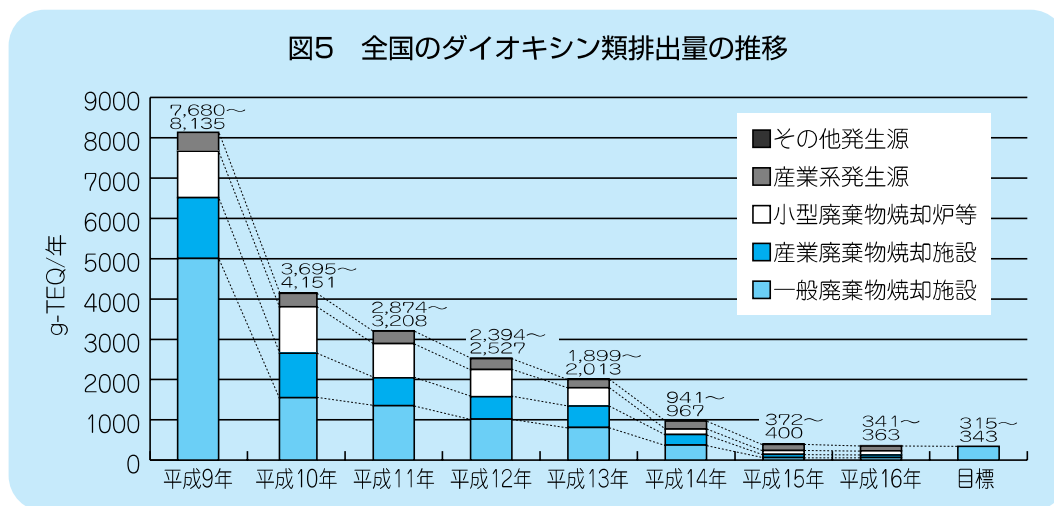


図5 全国のダイオキシン類排出量の推移



\*3 「神奈川県ごみ処理広域化計画」で公表した「243.6g/年」を国の推計方式に従って換算しました。

\*4 「排ガス量原単位」とは、焼却する廃棄物の種類毎に設定した標準的な排ガス量（乾き排ガス量）をいいます。